

○ 施設園芸等燃油価格高騰対策の拡充について

- 施設園芸及び茶においては、経営費に占める燃料費の割合が高いため、計画的に省エネルギー対策に取り組む産地を対象に、農業者と国で基金を設け、補填金を交付する平成25年から施設園芸等燃油価格高騰対策を実施。
- 原油価格高騰の長期化が懸念される中、安定的な事業実施を見据え、農業者がさらなる高騰に備えられるよう、令和4事業年度に**臨時的に以下の拡充**を行う。

< 目的と基本的な仕組み >

施設園芸等燃油価格高騰対策の目的
燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

基本① 支援対象者

施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等。

基本② 省エネルギー等対策推進計画

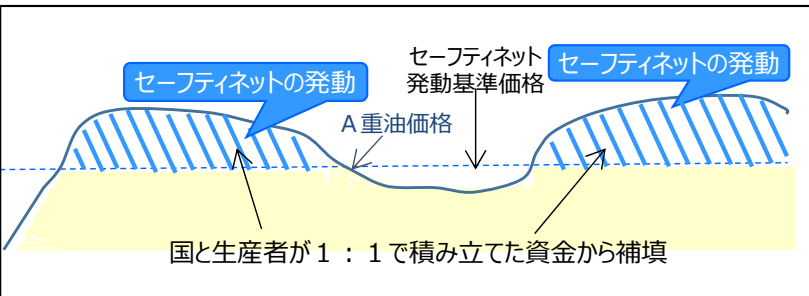
支援対象者は、3年間で燃油使用量の15%以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定。

※ 初めて取り組む場合は3年間で10a当たり燃油使用量を15%以上削減、2期目以降に継続して取り組む場合は、3年間で10a当たり燃油使用量を更に15%削減するほか、**単位生産量当たり燃油使用量を15%以上削減する目標**（収量増で達成可能）を立て、計30%以上の省エネに取り組む。

計30%以上の削減を達成した者は、自身の削減目標を定め、更なる省エネに向けて不断に取り組む。

基本③ 施設園芸セーフティネット構築事業

- ① 支援対象者は、セーフティネットの対象期間を選択し、燃油購入数量を設定して補填積立金を納入（国と生産者が1：1で積み立て）
- ② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃油価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。

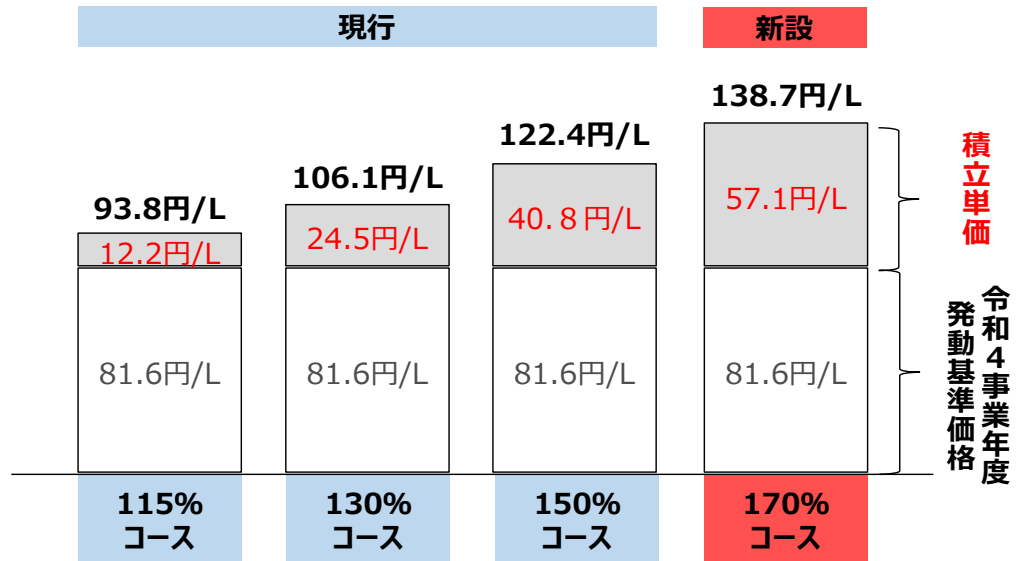


< 拡充内容 >

【拡充】積立水準の上限引き上げ

現行では、農業者が発動基準価格の115%、130%、150%相当までの高騰に備える場合のいずれかを選択して積立を行う仕組みであるが、**原油価格のさらなる高騰に備え、発動基準価格の170%相当までの高騰に備える選択肢を追加し、セーフティネット機能を強化。**

$$\text{補填積立金} = \text{積立単価} \times \text{燃油購入予定数量} \times 1/2$$



【お問い合わせ先】（施設園芸について）農産局園芸作物課（03-3593-6496）
 （茶について）農産局果樹・茶グループ（03-6744-2194）